

三田市監査委員条例の一部改正の概要について

【改正趣旨】

監査制度の充実強化を趣旨とする地方自治法の一部改正が行われ、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、本市議会において監査制度と議会との関係性等について議論を進めた結果、監査委員と議会の監視機能における役割分担を踏まえ、監査委員の独立性及び専門性をより良く担保する観点から、議員のうちから監査委員を選任しないこととするため、当該条例について所要の規定の整備を行うものである。

【関係法令】

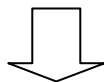
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項

【改正内容】

- ・《第2条関係》
監査委員は、議員のうちから選任しないことに改める。
- ・《監査委員報酬関係》
「特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和37年三田市条例第5号）の別表（第2条、4条関係）監査委員の部を次のように改める。

（現行）

区分		報酬額
監査委員	議会議員の中から選出された者	月額 45,900 円
	識見を有する者の中から選出された者	月額 102,400 円



（改正案）

区分		報酬額
監査委員		月額 102,400 円

【施行期日】 平成30年10月23日